

平成20年9月

記者発表配付資料

平成20年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

平成20年9月高知県議会定例会提出予定議案目録

平成20年度一般会計9月補正予算編成の概要

平成20年度9月補正予算主要項目

平成20年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成20年9月高知県議会定例会提出予定案件概要

提出予定議案 ----- 43件

平成20年度補正予算 ----- 4件
条例その他議案 ----- 19件
報告議案 ----- 20件

1 平成20年度補正予算 ----- 4件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	1,103,804千円	415,206,130千円
特別会計	1,000千円	220,640,466千円
病院事業会計	22,664千円	15,127,942千円

2 条例その他議案 ----- 19件

条例議案 ----- 7件
その他議案 ----- 12件

3 報告議案 ----- 20件

決算報告 ----- 18件
専決処分報告 ----- 2件

平成 20 年 9 月高知県議会定例会提出予定議案目録

予 算

- 第 1 号 平成 20 年度高知県一般会計補正予算
- 第 2 号 平成 20 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
- 第 3 号 平成 20 年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第 4 号 平成 20 年度高知県病院事業会計補正予算

条 例 そ の 他

- 第 5 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案
- 第 6 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案
- 第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案
- 第 8 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
- 第 9 号 高知県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例議案
- 第 10 号 高知県卸売市場条例の一部を改正する条例議案
- 第 11 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案
- 第 12 号 公立大学法人高知工科大学定款に関する議案
- 第 13 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案
- 第 14 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 15 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 16 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案
- 第 17 号 負担付きの寄附の受納に関する議案
- 第 18 号 県有財産の出資に関する議案
- 第 19 号 国道 441 号道路改築（網代トンネル第 1 工区）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 20 号 県道中平橋原線地方道路交付金（初瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
- 第 21 号 土讃線高知駅付近連続立体交差事業に係る工事委託に関する契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 22 号 中村警察署庁舎新築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
- 第 23 号 損害賠償の額の決定に関する議案

報 告

- 報第 1 号 平成 19 年度高知県一般会計歳入歳出決算
- 報第 2 号 平成 19 年度高知県給与等集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 3 号 平成 19 年度高知県旅費集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 4 号 平成 19 年度高知県用品等調達特別会計歳入歳出決算
- 報第 5 号 平成 19 年度高知県県債管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 6 号 平成 19 年度高知県土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 7 号 平成 19 年度高知県災害救助基金特別会計歳入歳出決算
- 報第 8 号 平成 19 年度高知県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算
- 報第 9 号 平成 19 年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 10 号 平成 19 年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 11 号 平成 19 年度高知県農業改良資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 12 号 平成 19 年度高知県県営林事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 13 号 平成 19 年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 14 号 平成 19 年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 15 号 平成 19 年度高知県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 16 号 平成 19 年度高知県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算
- 報第 17 号 平成 19 年度高知県高等学校等奨学金特別会計歳入歳出決算
- 報第 18 号 平成 19 年度高知県会計事務集中管理特別会計歳入歳出決算
- 報第 19 号 平成 20 年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 報第 20 号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

平成20年度9月補正予算編成の概要

一般会計総括

(1) 歳入

(単位 千円、%)

区 分	平 成 2 0 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	7月現計(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 一 般 財 源	288,962,742	245,121	289,207,863	297,818,945	2.9
県 税	65,547,328		65,547,328	68,684,668	4.6
地方消費税清算金	14,831,023		14,831,023	15,468,856	4.1
地方譲与税	2,736,000		2,736,000	2,799,000	2.3
地方交付税ア	167,500,000		167,500,000	169,800,000	1.4
臨時財政対策債イ	24,251,000		24,251,000	19,918,000	21.8
財調基金取崩ウ	368,079		368,079	5,398,248	93.2
そ の 他	13,729,312	245,121	13,974,433	15,750,173	11.3
(2) 特 定 財 源	125,139,584	858,683	125,998,267	131,353,753	4.1
国庫支出金	52,200,867	153,476	52,354,343	55,810,726	6.2
県 債エ	36,856,000	135,000	36,991,000	35,255,000	4.9
(うち行政改革等推進債；才 退職手当債)	(9,900,000)		(9,900,000)	(7,500,000)	(32.0)
減債基金(ルール外分)カ	10,008,945		10,008,945	6,664,305	50.2
そ の 他	26,073,772	570,207	26,643,979	33,623,722	20.8
総 計 (1)+(2)	414,102,326	1,103,804	415,206,130	429,172,698	3.3

交付税+臨財債(ア+イ:再掲)	191,751,000		191,751,000	189,718,000	1.1
県債計(イ+エ:再掲)	61,107,000	135,000	61,242,000	55,173,000	11.0
財調等取崩し+行政改革等推進債等 (ウ+オ+カ:再掲)	20,277,024		20,277,024	19,562,553	3.7

(2) 歳出

(単位 千円、%)

区 分	平 成 2 0 年 度			前年度9月補正後 (D)	前年度9月比増減 (C-D)/(D)
	7月現計(A)	補正額(B)	計 (A+B=C)		
(1) 経 常 的 経 費	339,570,754	591,760	340,162,514	349,047,054	2.5
人 件 費	133,840,689		133,840,689	136,808,952	2.2
(うち退職手当を除く)	(119,591,060)		(119,591,060)	(121,854,800)	(1.9)
扶 助 費	10,629,978		10,629,978	10,666,882	0.3
公 債 費	80,462,193		80,462,193	85,433,287	5.8
そ の 他	114,637,894	591,760	115,229,654	116,137,933	0.8
(2) 投 資 的 経 費	74,531,572	512,044	75,043,616	80,125,644	6.3
普通建設事業費	71,571,549	507,959	72,079,508	73,993,650	2.6
補助事業費	48,132,918	286,938	48,419,856	51,259,224	5.5
(うち公共事業費)	(32,194,040)	(130,000)	(32,324,040)	(35,180,249)	(8.1)
単 独 事 業 費	23,438,631	221,021	23,659,652	22,734,426	4.1
災害復旧事業費	2,960,023	4,085	2,964,108	6,131,994	51.7
総 計 (1)+(2)	414,102,326	1,103,804	415,206,130	429,172,698	3.3

9 月 補 正 予 算 規 模 の 年 度 別 推 移

災害復旧事業費を除く（単位：百万円）

- ・災害援護資金貸付金 5,079
- ・国直轄事業負担金 3,316
- ・中小企業水害対策特別貸付金 2,200

- ・国直轄事業負担金 1,443
- ・高知空港緑の広場 572
- ・地域総合整備資金貸付金 600

- ・緊急地方道路整備事業 580
- ・一般公共 493
- ・しいたけ生産体制整備 129

- ・緊急地方道路整備事業 1,615
- ・一般公共 588
- ・文化基金繰出金 318

- ・企業立地促進事業費補助金 225
- ・離島航路運営費補助金 28
- ・コ-ルセ-等立地促進事業費補助金 27

- ・一般公共 3,903
- ・緊急地域雇用特別基金積立金 1,269
- ・国直轄事業負担金 748

- ・緊急地方道路整備事業 1,262
- ・国直轄事業負担金 945
- ・災害援護資金貸付金 540

- ・一般公共 791
- ・緊急地方道路整備事業 299
- ・産学官連携新産業創出事業 230

- ・市町村合併支援事業費 113
- ・災害援護資金貸付金 86
- ・一般公共 45

- ・宿毛湾港工業流通団地企業立地促進事業費補助金 1,268
- ・企業誘致活動促進事業費 290
- ・一般公共 212

（単位：千円）

区分 / 年度	1 0	1 1	1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
[歳 出]											
人 件 費			2,302	8,712	3,323					3,415	
普通建設事業費	10,383,486	4,689,168	3,252,193	3,724,021	1,442,765	1,585,464	2,529,393	355,226	410,644	1,883,317	507,959
（うち単独）	1,269,984	11,181	579,191	2,351,030	644,680	759,298	1,874,413	188,831	333,758	1,653,970	221,021
災害復旧事業費	1,255,403	1,672,874		1,136,791		4,206,565	3,585,320	1,745,890		3,528,359	4,085
失業対策事業費											
公 債 費											
そ の 他	8,762,648	1,947,680	1,092,819	1,061,675	307,113	398,144	656,990	268,866	227,315	370,826	591,760
歳 出 合 計	20,401,537	8,309,722	4,347,314	5,931,199	1,753,201	6,190,173	6,771,703	2,369,982	637,959	5,785,917	1,103,804
[歳 入]											
特 定 財 源	15,290,220	6,603,236	3,549,211	3,826,392	1,284,366	5,199,037	6,171,310	2,189,742	101,373	3,973,526	858,683
うち県債	8,016,000	1,327,000	2,421,000	1,717,000	998,276	1,600,000	2,165,000	1,150,600	13,000	1,286,000	135,000
一 般 財 源	5,111,317	1,706,486	798,103	2,104,807	468,835	991,136	600,393	180,240	536,586	1,812,391	245,121
県 税											
地方譲与税											
地方交付税	3,512,521			228,914							
普通	3,512,521			228,914							
特別											
交通安全交付金											
繰 入 金				197,190	137,567					180,694	
財 調				197,190						180,694	
施 設											
その他					137,567						
繰 越 金	1,558,619	1,687,410	796,584	1,569,100	330,852	957,135	589,122	172,923	532,944	1,601,973	244,121
税 外 収 入	40,177	19,076	1,519	109,603	416	34,001	11,271	7,317	3,642	29,724	1,000
歳 入 合 計	20,401,537	8,309,722	4,347,314	5,931,199	1,753,201	6,190,173	6,771,703	2,369,982	637,959	5,785,917	1,103,804

平成20年度 9月補正公共事業費調

(単位 :千円)

区 分	平成20年度						平成19年度						
	当 初 (A)	9月補正 (B)	9月補正後現 計 (C)	差額	前年度比増減(%)		当 初 (D)	9月補正 (E)	9月補正後現 計 (F)	12月補正後現 計 (G)	2月補正額 (H)	最 終 (J)	
				9月増減 (C)- (F)	(C)/(F)	((C)+(I))/(F)							う右国補正対応分 (I)
一般公共事業	32,194,040	130,000	32,324,040	2,844,209	8.1	3.2	34,968,249	200,000	35,168,249	35,180,249	311,999	1,710,000	35,492,248
道路	8,124,000		8,124,000	453,000	5.3	2.9	8,417,000	160,000	8,577,000	8,577,000	666,690	700,000	9,243,690
河川	2,616,258	40,000	2,656,258	128,958	5.1	10.2	2,527,300	0	2,527,300	2,527,300	50,000	130,000	2,577,300
砂防	3,402,000		3,402,000	614,000	15.3	15.3	3,976,000	40,000	4,016,000	4,016,000	103,925		3,912,075
都市計画	1,688,423		1,688,423	33,713	2.0	9.7	1,722,136		1,722,136	1,722,136	103,517	200,000	1,825,653
住宅	836,248		836,248	106,407	11.3	11.3	942,655	0	942,655	942,655	11,408		931,247
海岸	1,661,100		1,661,100	284,900	14.6	13.1	1,946,000		1,946,000	1,958,000	187,456	30,000	1,770,544
港湾	708,500	90,000	798,500	483,500	37.7	13.0	1,282,000		1,282,000	1,282,000	300,000	650,000	1,582,000
耕地	2,990,258		2,990,258	421,979	12.4	12.4	3,412,237		3,412,237	3,412,237	340,773		3,071,464
林地	2,412,496		2,412,496	73,788	3.0	3.0	2,486,284		2,486,284	2,486,284	31,682		2,454,602
治山	3,865,801		3,865,801	49,809	1.3	1.3	3,915,610		3,915,610	3,915,610	117,684		3,797,926
造林	1,194,456		1,194,456	80,281	6.3	6.3	1,274,737		1,274,737	1,274,737			1,274,737
漁礁	5,000		5,000	500,000	99.0	99.0	505,000		505,000	505,000			505,000
漁港	2,689,500		2,689,500	128,210	5.0	5.0	2,561,290		2,561,290	2,561,290	15,280		2,546,010
国直轄事業負担金	12,291,996		12,291,996	336,486	2.7	0.6	12,625,315	3,167	12,628,482	12,628,482	5,417	409,208	12,633,899
道路交付金	8,293,000		8,293,000	474,000	5.4	5.4	8,767,000		8,767,000	8,767,000	10,000		8,777,000
小計(1)	52,779,036	130,000	52,909,036	3,654,695	6.5	2.7	56,360,564	203,167	56,563,731	56,575,731	327,416	2,119,208	56,903,147
地方特定道路事業(県単)	2,195,000		2,195,000	485,000	28.4	28.4	1,710,000		1,710,000	1,710,000			1,710,000
小計(2)	54,974,036	130,000	55,104,036	3,169,695	5.4	1.8	58,070,564	203,167	58,273,731	58,285,731	327,416	2,119,208	58,613,147
災害公共事業	2,877,923	4,085	2,882,008	3,171,442	52.4	52.4	2,521,535	3,531,915	6,053,450	6,231,518	453,941		5,777,577
現年災	2,090,700	4,085	2,094,785	3,517,819	62.7	62.7	2,080,689	3,531,915	5,612,604	5,781,623	655,723		5,125,900
過年災	601,545		601,545	199,423	49.6	49.6	402,122		402,122	411,171	207,883		203,288
国直轄事業負担金	185,678		185,678	146,954	379.5	379.5	38,724		38,724	38,724	409,665		448,389
合 計	57,851,959	134,085	57,986,044	6,341,137	9.9	6.6	60,592,099	3,735,082	64,327,181	64,517,249	126,525	2,119,208	64,390,724

公共事業費とは、国からの補助(交付金)を受けて県が実施する建設及び災害復旧事業や、国が直接実施する建設及び災害復旧事業に対する県の負担金(国直轄負担金)をいいます。
地方特定道路事業(県単)とは、地域が緊急に対応しなければならない課題に因るため、早急に整備を行う必要がある特定の道路整備のうち県単独事業分をいいます。

平成20年9月一般会計補正予算のPOINT 総額1,104百万円

県民の生活に深刻な影響を与えている原油高騰への対策や、公立小中学校、県立学校の耐震化、平成22年から放映が予定されている大河ドラマ「龍馬伝」への対応、高知女子大学の池キャンパスの整備など緊急に取り組むべき施策を中心に計上することとしています。

1. 5つの基本政策に基づく県づくり 537,255 (38,142)

(1) 教育の充実(県立大学改革)

県立大学整備費 111,893 (33,893) (債務負担行為 2,602,669 (781,669))
〔保健・医療・福祉のキャンパス(池キャンパス)の整備(共用棟の設計、造成工事等)〕

(2) 経済の活性化

NEW! まとまりのある園芸産地育成事業費 4,249 (4,249)
〔園芸産地維持のための篤農家の優れた生産技術を県内全域に拡大する仕組みづくり〕

(3) 日本一の健康長寿県づくり

高知県障害者自立支援対策臨時特例基金事業費 70,055
〔基金を活用した障害者自立支援法施行に伴う激変緩和や円滑な移行の促進など〕
遠隔医療設備整備費補助金 6,676
〔遠隔医療や在宅医療向け情報管理システム等の整備に対する助成〕
《再掲》県立大学整備費(債務負担行為を含む)
高知県介護保険財政安定化基金積立金 344,382
〔保険者からの繰上げ償還金の積み立て〕

2. 原油高騰対策 63,968 (36,413)

燃油高騰緊急対策事業費 36,413 (36,413)
・ 沿岸漁船燃費向上緊急対策事業費補助金
〔燃費向上のための2回目の船底清掃に要する補助額の拡充、補助対象の拡大〕
NEW! 近海かつお・まぐろ漁船等燃費向上緊急対策事業費補助金
〔省エネ効果が高い船底塗料に対する助成〕
中小企業金融対策事業費〔債務負担行為 335,638 (335,638)〕
〔償還期間の延長、融資限度額の拡大などの緊急支援策の年度末までの延長〕
競争力強化生産総合対策事業費 27,555
〔燃油使用量軽減のためのハウスの多層カーテン等の設置を支援(国庫補助事業)〕
《再掲》まとまりのある園芸産地育成事業費

3. 南海地震対策 206,934 (96,278)

NEW! 安芸総合庁舎施設整備費 5,345 (債務負担行為 12,472)
〔「県有建築物の耐震化実施計画」に基づく庁舎の建替え(基本設計の実施)〕
南海地震に備える施設整備費 93,836
〔県立学校の耐震化の促進(耐震診断、耐震補強設計の実施)〕
公立学校施設耐震診断支援事業費 78,753 (78,753)
〔2次診断未実施の公立小中学校の耐震診断への助成(補助基本額の拡充)〕
木造住宅耐震化促進助成事業費 29,000 (17,525)
〔木造住宅の耐震改修費等への助成拡充(対象戸数の増)〕

4. 大河ドラマ「龍馬伝」を生かす! 12,131 (12,131)

NEW! 大河ドラマ関連事業推進費 12,131 (12,131)
〔大河ドラマ「龍馬伝」を活用した観光振興策の検討のための準備会経費や観光資源の商品化に向けた調査等〕

平成20年度9月補正予算主要項目

(単位 千円)

事業名	金額 (一般財源)	説明
<p>県立大学整備費</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>政策企画部 私学・大学支援課</p>	<p>111,893</p> <p>(33,893)</p> <p>[2,602,669]</p> <p>(781,669)</p>	<p>県民に優れた高等教育の機会を提供するとともに、全国的にも求心力を持つ県民が誇りとする大学を目指して、学部学科の再編などを盛り込んだ県立大学改革を行うこととし、高知女子大学池キャンパスの施設整備を行う。</p> <p>(1) 設計等委託料 18,165千円 (2) 造成等工事請負費 92,991千円 (3) 事務費 737千円</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>(1) 設計等委託料 7,041千円 (2) 調整池拡張工事請負費 70,000千円 (3) 建築工事請負費 2,525,628千円</p>
<p>①まとまりのある園芸産地育成事業費</p> <p>農業振興部 園芸流通課</p>	<p>4,249</p> <p>(4,249)</p>	<p>原油価格や生産資材の高騰に耐え得る園芸産地を維持していくため、一部の篤農家が蓄積してきた優れた生産技術を活用して、コスト高を吸収出来る高収量・高品質の生産技術を県内全域に拡げる仕組みづくりを進める。</p> <p>(1) 学びと教える場の仕組みづくり 3,600千円 篤農家による技術の普及のための研究会等の開催</p> <p>(2) 学びと教え推進会の開催 649千円 篤農家への流通や農家経営等の情報研修の実施</p>
<p>高知県障害者自立支援対策臨時特例基金事業費</p> <p>健康福祉部 障害保健福祉課</p>	<p>70,055</p>	<p>障害者自立支援対策臨時特例基金を活用し、障害者自立支援法の円滑な実施と障害者及び障害児の自立を支援する。</p> <p>【補助先：市町村、補助率：定額】</p> <p>(1) 地域生活支援基盤強化事業費補助金 31,276千円 ①障害者自立支援法施行円滑化事務等特別支援事業 2,719千円 補助対象：法施行に伴い一時的に必要となる施行事務に要する費用</p> <p>②相談支援体制整備特別支援事業 827千円 補助対象：障害者の地域交流や自己啓発などの社会参加に資する事業に対しての必要な設備</p> <p>③障害児を育てる地域の支援体制整備事業 772千円 補助対象：療育器具の整備や交流スペースの整備等</p> <p>④視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業 5,094千円 補助対象：視覚・聴覚障害者等への情報支援の充実を図るため情報支援機器等の整備</p> <p>⑤ケアホームの重度障害者支援体制強化事業 2,266千円 補助対象：指定共同生活介護事業所への支援措置</p> <p>⑥相談支援充実・強化事業 7,098千円 補助対象：障害福祉施策の周知を図るための説明会等の実施</p> <p>【補助先：事業実施事業所等、補助率：定額】</p> <p>⑦小規模作業所移行促進事業 5,000千円 補助対象：複数小規模作業所の統合など移行に向けた取組みに要する費用</p> <p>⑧地域における施設の拠点機能に着目した事業者支援事業 7,500千円 補助対象：障害者施設等が実施する地域住民等を対象とした研修会の開催等に要する経費</p> <p>(2) 障害者自立支援法移行支援交付金 1,838千円 補助対象：障害福祉サービス等の利用者負担等の見直しに伴い、請求等の事務処理コストの増加した事業者に対する助成</p> <p>(3) 障害者職場実習設備等整備事業費補助金 20,000千円 補助対象：就労移行支援事業者等から職場実習を継続的に受け入れるための設備更新等</p> <p>(4) 施設外就労等支援事業費補助金 16,000千円 ①施設外就労推進事業 13,500千円</p>

(単位 千円)

事業名	金額 (一般財源)	説明
		<p>補助対象：一般就労への移行や工賃引き上げに資するため施設外就労を行う事業所への助成 ②一般就労推進事業 2,500千円 補助対象：施設外就労や施設外支援を行い、一般就労に結びついた場合における事業者への助成</p> <p>(5) 事務費等 941千円</p>
<p>遠隔医療設備整備費</p> <p>健康福祉部 医療薬務課</p>	<p>6,676</p>	<p>通信技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差の解消、医療の質及び信頼性の確保を図る。</p> <p>遠隔医療設備整備費補助金 6,676千円</p> <p>補助先：市町村、民間医療施設 補助対象：地域医療のための遠隔医療設備整備事業費 補助率：1/2以内</p>
<p>燃油高騰緊急対策事業費</p> <p>海洋部 海洋政策課</p>	<p>36,413 (36,413)</p>	<p>燃油高騰が一層進み中、沿岸漁船に対する支援を拡充するとともに、新たに近海かつお・まぐろ船に対する支援を行う。</p> <p>(1) 沿岸漁船燃費向上緊急対策事業費補助金 22,430千円 補助先：漁業協同組合 補助対象：2回目の船底清掃に要する経費 1経営体1隻→複数可(拡充) 補助額：1~5t 10→20千円、5~20t 20→40千円</p> <p>(新) (2) 近海かつお・まぐろ漁船等燃費向上緊急対策事業費補助金 13,345千円 補助先：漁業協同組合等 補助対象：省エネにつながる船底塗装 補助率：定額(t数に応じて設定)</p> <p>(3) 事務費 638千円</p>
<p>中小企業金融対策事業費</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>商工労働部 経営支援課</p>	<p>[335,638] (335,638)</p>	<p>長引く原油価格の高騰や建築確認の厳格化の影響等により、売上の減少等をきたしている県内中小企業者の負担を軽減するため講じた県制度融資の緊急支援措置の実施期間を延長する。</p> <p>県制度融資枠275億円→355億円(80億円増) 緊急支援措置の実施期間 平成20年2月1日から平成20年9月30日まで →平成21年3月31日まで延長</p>
<p>競争力強化生産総合対策事業費</p> <p>農業振興部 園芸流通課</p>	<p>27,555</p>	<p>原油価格高騰に耐え得る産地体制を確立するため、国の緊急対策を活用し、園芸用施設の加温に用いる燃油の使用量を低減するために必要なハウス内への多層カーテン等の設置に対する支援の充実を図る。</p> <p>施設園芸原油高騰緊急対策事業費補助金 27,555千円</p> <p>補助先：市町村、農協連合会等 補助対象：園芸用施設の保温性を高めるためのハウス内への内張多層カーテン等の設置 補助率：1/2~1/3以内</p>

(単位 千円)

事業名	金額 (一般財源)	説明
<p>⑩安芸総合庁舎施設整備費</p> <p>[債務負担行為]</p> <p>健康福祉部 保健福祉課</p>	<p>5,345</p> <p>[12,472]</p>	<p>安芸総合庁舎の耐震化、津波浸水対策及び災害時の防災機能の強化のため、庁舎の建て替えを行う。</p> <p>基本設計委託料 5,345千円</p> <p>契約方法：随意契約（プロポーザル方式） 委託期間：H20～H21年度 概要：RC5階建て 延床面積 約4,900㎡ 概算工事費 1,480百万円</p> <p>[債務負担行為] 基本設計委託料 12,472千円</p>
<p>南海地震に備える施設整備費</p> <p>教育委員会 総務福利課</p>	<p>93,836</p>	<p>県立学校の耐震化を進めるため、耐震診断（2次診断）、耐震補強の設計を行う。</p> <p>(1) 耐震診断委託料 80,008千円 山田高校他10校</p> <p>(2) 耐震補強設計委託料 13,828千円 高岡高校他2校</p>
<p>公立学校施設耐震診断支援事業費</p> <p>教育委員会 総務福利課</p>	<p>78,753</p> <p>(78,753)</p>	<p>小中学校の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費を補助する。</p> <p>公立学校施設耐震診断支援事業費補助金 78,753千円 補助対象：公立小中学校の耐震診断（2次診断以上）に要する経費 補助率：1/3</p>
<p>住宅耐震対策事業費</p> <p>土木部 住宅課</p>	<p>29,000</p> <p>(17,525)</p>	<p>南海地震に備え、既存木造住宅の耐震診断や耐震改修設計、耐震改修に対する助成等を行うことで安全な住宅ストックの形成を図る。</p> <p>(1) 木造住宅耐震改修設計費補助金 3,500千円 補助先：市町村 補助率：1/4以内 補助限度額：50千円/戸</p> <p>(2) 木造住宅耐震改修事業費補助金 25,500千円 補助先：市町村 補助率：1/2以内 補助限度額：300千円/戸</p>
<p>⑩大河ドラマ関連事業推進費</p> <p>観光部 観光振興課</p>	<p>12,131</p> <p>(12,131)</p>	<p>観光客の誘致促進及び高知県経済の活性化のため、2010年の大河ドラマ「龍馬伝」を活用した観光振興策を検討し、観光客の受け入れ準備を進める。</p> <p>(1) 旅行商品素材調査委託料 5,984千円</p> <p>(2) 事務費 6,147千円</p>

(単位 千円)

事業名	金額 (一般財源)	説明
浦戸湾東部流域下水道管理費 (特別会計) [債務負担行為] 土木部 公園下水道課	[881,268]	浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの運転維持管理を包括的に民間企業に委託する。 浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター管理運営委託料 881,268千円 契約方法：総合評価方式一般競争入札 委託期間：H21～H23

平成20年9月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 5 号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例議案

(県政情報課、行政管理課、人事課、環境共生課、県民生活・男女共同参画課、教育政策課、文化財課、警務課)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され、民法第34条の規定により設立された法人に係る根拠規定が削除されること等に伴い、関係条例について規定の整備をしようとするもの

第 6 号 高知県行政手続条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

行政運営における更なる公正の確保及び透明性の向上を図るため、行政手続法が一部改正されたことを考慮し、規則等を定める県の機関が規則等を定めようとする場合に、その規則等の案及びこれに係る資料をあらかじめ公示し、意見の提出先及び意見の提出のための期間を定めて広く一般の意見を求める手続を定める等必要な改正をしようとするもの

第 7 号 高知県税条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法の一部改正を考慮し、個人の県民税の寄附金控除の適用対象に所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民の福祉の増進に寄与する寄附金として県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの等を加えることとする等必要な改正をしようとするもの

第 8 号 高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案

(医療薬務課)

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の施行により保健師助産師看護師法が一部改正されたことを考慮し、処分を受けた准看護師に対して受けることを命ずることができる准看護師としての倫理の保持又は准看護師として必要な知識及び技能に関する研修の実施等の事務に係る手数料を新たに徴収しようとするもの

第 9 号 高知県クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例議案

(食品・衛生課)

クリーニング業の形態及び一般家庭の生活様式の変化等を考慮し、洗濯物の受取及び引渡しのみをするクリーニング所において指定洗濯物の取扱いができることとし、その際に講じなければならない措置を規定しようとするもの

第 10 号 高知県卸売市場条例の一部を改正する条例議案

(園芸流通課、水産振興課)

卸売市場法の一部改正により卸売業者が中央卸売市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から業務規程で定める委託手数料以外の報償を受けてはならないとする規制が廃止されることを考慮し、地方卸売市場における同様の規制に係る規定を削除するとともに、地方卸売市場の開設等の許可証の書換え交付に係る規定を追加する等必要な改正をしようとするもの

第 11 号 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案

(警務課)

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行による警察法の一部改正に伴い、警察法施行令に規定されている道府県警察本部の内部組織の基準が一部改正されることを考慮し、警務部の所掌事務にオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律に規定する給付金に関するものを加えようとするもの

第 12 号 公立大学法人高知工科大学定款に関する議案

(私学・大学支援課)

公立大学法人高知工科大学を設立するため、その定款について、地方独立行政法人法第7条の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 13 号 高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定に関する議案

(文化・国際課)

高知県立県民文化ホールの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 施設の名称

高知県立県民文化ホール

(2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市高須353番地2

財団法人高知県文化財団

(3) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

第 14 号 高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定に関する議案

(文化・国際課)

高知県立歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 施設の名称

高知県立歴史民俗資料館

(2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市高須353番地2

財団法人高知県文化財団

(3) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

第 15 号 高知県立美術館の指定管理者の指定に関する議案

(文化・国際課)

高知県立美術館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 施設の名称

高知県立美術館

(2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市高須353番地2

財団法人高知県文化財団

(3) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

第 16 号 高知県立文学館の指定管理者の指定に関する議案

(文化・国際課)

高知県立文学館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 施設の名称

高知県立文学館

(2) 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称

高知市高須353番地2

財団法人高知県文化財団

(3) 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで

第 17 号 負担付きの寄附の受納に関する議案

(私学・大学支援課)

学校法人高知工科大学から、公立大学法人高知工科大学の設立のために県が出資することを条件として、学校法人高知工科大学が所有する土地及び建物を県に寄附する旨の申出があったので、これを受納することについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 18 号 県有財産の出資に関する議案

(私学・大学支援課)

公立大学法人高知工科大学を設立するため、地方独立行政法人法第6条第3項の規定により、公立大学法人高知工科大学に県有財産を出資することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるもの

第 19 号 国道441号道路改築（網代トンネル第1工区）工事請負契約の締結に関する議案

(建設管理課)

国道441号道路改築（網代トンネル第1工区）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

(1) 工事名

国道441号道路改築（網代トンネル第1工区）工事

(2) 契約の方法

一般競争入札

(3) 契約金額

1,396,500,000円

(4) 契約の相手方

高知市九反田5番8号

新進・藤本・伊与田特定建設工事共同企業体

(5) 完成期限

平成23年2月28日

第 20 号 県道中平橋原線地方道路交付金（初瀬トンネル）工事請負契約の締結に関する議案
(建設管理課)

県道中平橋原線地方道路交付金（初瀬トンネル）工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
県道中平橋原線地方道路交付金（初瀬トンネル）工事
- (2) 契約の方法
一般競争入札
- (3) 契約金額
837,900,000円
- (4) 契約の相手方
高知市針木東町27番28号
ミタニ・須工ときわ・岩井特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
平成21年11月30日

第 21 号 土讃線高知駅付近連続立体交差事業に係る工事委託に関する契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(建設管理課)

土讃線高知駅付近連続立体交差事業に係る工事は、契約金額1,452,687,000円で、香川県高松市浜ノ町8番33号四国旅客鉄道株式会社と委託に関する契約を締結し、平成21年3月31日を完成期限として施行中であるが、高知駅舎大屋根の各部材断面等の変更及び架設工法の見直し等により工事費の増額等の変更内容が確定したことに伴い、今後整備する南口キャノピーの工事費の不足を補う必要があるとともに、南口キャノピーの完成後の精算業務に時間を要することから、契約金額及び完成期限を変更する必要性が生じたので、この工事の委託に関する契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	1,452,687,000円	1,553,905,000円
完成期限の変更	平成21年3月31日	平成22年3月31日

第 22 号 中村警察署庁舎新築主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(装備施設課)

中村警察署庁舎新築主体工事は、一般競争入札により、契約金額634,956,000円で、四万十市古津賀1788番地1(現所在地 同市古津賀四丁目108番地)サイバラ・豚座特定建設工事共同企業体と請負契約を締結し、平成21年6月10日を完成期限として施行中であるが、建築基準法が一部改正されたため庁舎棟及び車庫棟の設計変更が必要となり、当該設計変更に伴う建築確認による確認済証が交付されるまでの間、当該部分の工事を中止していたことにより完成期限を変更する必要が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び高知県契約条例第3条の規定により、県議会の議決を求めるもの

(変更前)

(変更後)

完成期限の変更 平成21年6月10日

平成21年12月10日

第 23 号 損害賠償の額の決定に関する議案

(スポーツ健康教育課)

平成20年3月10日午前11時57分ごろ、室戸市室津221番地の高知県立室戸高等学校において、校内の大掃除のため校舎4階の教室で窓ガラスをふいていた同校第1学年の生徒が地面に転落し、約2時間後に死亡した事故については、県において損害賠償を要すると認められるので、逸失利益、慰謝料、葬儀料等について適正額を算出し、その金額を損害賠償の額として決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、県議会の議決を求めるもの

報第1号～報第18号 平成19年度高知県一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算

報第19号 平成20年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告

(県立病院課)

損害賠償額の決定に伴う経費について急施を要したため専決処分をしたもの

報第20号 損害賠償の額の決定の専決処分報告

(県立病院課)

平成16年11月13日午前零時42分ごろ、高知県立安芸病院において、胸痛及び背部痛を訴え受診した患者が、解離性大動脈瘤^{りゅう}の見落としにより適切な措置がなされなかったことから、約12時間後に胸部大動脈瘤^{りゅう}解離により死亡した事故については、県において損害賠償を要し、かつ、早期にこれを行わなければならないと認められたので、逸失利益、慰謝料、葬儀料等について適正額を算出し、その金額を損害賠償金として支払ったもの

平成19年度決算に基づく健全化判断比率等について

平成20年9月
高知県総務部財政課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月制定）の概要

健全化判断比率の公表等

地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区）は、毎年度、以下の健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表しなければならない。

実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率）

連結実質赤字比率（全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率）

実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率）

将来負担比率（公営企業、出資法人等を含めた普通会計の実質的負債の標準財政規模に対する比率）

【法の施行時期について】

平成19年度決算から…健全化判断比率・資金不足比率の算定、議会への報告、公表 など）

平成20年度決算から…その他の規定（財政健全化計画等の策定、起債の制限、国等の勧告 など）

財政の早期健全化

1 財政健全化計画

健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 財政健全化計画の策定手続等

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、総務大臣・都道府県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設ける。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 国等の勧告等

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、総務大臣又は都道府県知事は、必要な勧告をすることができる。

財政の再生

1 財政再生計画

再生判断比率（ ~ ）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を定めなければならない。

2 財政再生計画の策定手続、国の同意等

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表する。

財政再生計画は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができる。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表する。

3 地方債の起債の制限

再生判断比率のうちのいずれかが財政再生基準である地方公共団体は、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができないこととする。

4 地方財政法第5条（地方債の制限）の特例

財政再生計画に同意を得た財政再生団体は、収支不足額を振り替えるため、地方財政法第5条の規定にかかわらず、総務大臣の許可を受けて、償還年限が財政再生計画の計画期間内である地方債（再生振替特例債）を起すことができる。

5 国の勧告、配慮等

財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は、予算の変更等必要な措置を勧告できることとする。

再生振替債の資金に対する配慮等、財政再生計画の円滑な実施について、国及び地方公共団体は適切な配慮を行う。

公営企業の経営の健全化

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表する。これが経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととし、2、3及び と同様の仕組みを設ける。

その他

地方公共団体の長は、健全化判断比率のうちのいずれかが早期健全化基準以上となった場合等には、個別外部監査契約に基づく監査を求めなければならない。

健全化判断比率について

平成19年度決算に基づき、健全化判断比率を算定した結果、下表のとおりいずれの指標についても早期健全化基準を下回る。

(単位：%)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	3.75	5.0
連結実質赤字比率	-	8.75	15.0
実質公債費比率	16.7	25.0	35.0
将来負担比率	194.8	400.0	

将来負担比率には財政再生基準なし

実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1)歳入総額	643,927 百万円	各会計の決算額を単に合計したもの
(2)歳出総額	636,814 百万円	
(3)翌年度に繰り越すべき財源	4,537 百万円	
(4)実質収支額 (1)-(2)-(3)	2,576 百万円	およそ25億円の黒字
(5)標準財政規模	259,047 百万円	
実質赤字比率 (4)/(5)	- %	実質赤字がない 該当なし

1 一般会計等：一般会計のほか、公営企業会計を除く特別会計が含まれる。

2 四捨五入のため端数が合わないものがある。

連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計等及び公営企業会計）を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

連結実質赤字額 = (イ + 口) > (ハ + ニ) の場合の当該超える額

イ 一般会計等のうち実質赤字が生じた会計の実質赤字額の計	・ ・ ・ ・	実質赤字額なし
口 公営企業会計のうち資金不足が生じた会計の資金不足額の計	・ ・ ・ ・	資金不足額なし
ハ 一般会計等のうち実質黒字が生じた会計の実質黒字額の計	・ ・ ・	2,576 百万円
ニ 公営企業会計のうち資金剰余が生じた会計の資金剰余額の計	・ ・ ・	6,478 百万円

連結実質赤字額がない 該当なし

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（3か年平均）

(単位：百万円)

	H17	H18	H19
A 地方債の元利償還金(繰上償還額及び満期一括償還の元金分除く)	86,620	82,561	83,315
B 準元利償還金	4,348	5,185	5,719
C 特定財源	2,528	2,549	2,677
D 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	52,436	51,611	51,936
E 標準財政規模	257,217	261,906	259,047
単年の実質公債費比率{(A+B)-(C+D)} / (E-D)	17.58169%	15.97066%	16.61939%
実質公債費比率(3か年平均)	16.7%		

四捨五入のため端数が合わないものがある。

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位：百万円)

A	将来負担額	992,039
	地方債残高	791,412
	退職手当負担見込額	143,000
	公営企業債等繰入見込額	14,693
	県市病院企業団の地方債等償還のうち県負担分	11,323
	土地開発公社(県・宿毛市)の負債等	10,597
	設立法人等に係る県の損失補償付債務(森林整備公社等)	12,700
	道路公社に係る事業完了後の債務残高見込額	3,739
	債務負担行為に基づく支出予定額(共済組合住宅賃借料等)	2,342
	競馬組合の累積債務のうち県負担分	2,233
B	充当可能財源等	588,479
	基準財政需要額算入見込額	517,043
	基金残高	50,279
	その他充当可能特定財源	21,157
C	標準財政規模	259,047
D	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	51,936
	将来負担比率 (A - B) / (C - D)	194.8%

資金不足比率について

各公営企業における「資金不足比率」については、平成19年度決算において**資金不足を生じた公営企業はない。**

(単位：百万円・%)

特別会計名		事業規模 (A)	資金剰余額 (B)	資金不足額 (C)	資金不足比率 (C) / (A)
法 適 用	工業用水道事業特別会計	174	0	0	-
	電気事業特別会計	1,206	0	0	-
	病院事業特別会計	10,054	0	0	-
法 非 適 用	流域下水道事業特別会計	563	0	0	-
	港湾整備事業特別会計	2,831	0	0	-
	流通団地及び工業団地造成事業特別会計	9,387	0	0	-

資金不足比率の経営健全化基準：20%

指標についての考え方

実質公債費比率と将来負担比率については早期健全化基準を下回る結果となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率はそれぞれの会計で実質赤字がないため該当がありませんでした。

該当のあった2つの指標については、当面これらの指標が大きく悪化することはないものと考えています。

該当のなかった実質赤字比率については、今後の財政収支の試算で平成23年度までは早期健全化基準内の財政運営の目途が立っていることを先般お示ししています。

なお、平成24年度以降については、国において「骨太の方針2008」に基づいた財政力格差の是正などが行われない場合は、平成24年度に早期健全化基準（約97億円）を、平成25年度には財政再生基準（約129億円）を超える恐れもあります。

こうした状況は全国の自治体でも同様の状況となっていることから、国の動向を注視しつつ、適切な財政運営を行っていきます。

【参考】今後の財政収支の試算〔暫定版〕(H20.7推計)より

